新規規制に関する事前評価書 <特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律>

規制の名称	解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp フロン等対策推進室
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	建物解体工事時における業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図 る。
規制の内容	建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工 事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。
	根拠条文等: 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2
規制の必要性	一般に、建築物中のどこにどういう空調機器が設置されているのかについて、建築物所有者はあまり知見がないので、個別にフロン類回収の発注をすることが困難である。この ため、日常的に建築物の工事に関与し、建築物の構造にも知見を有する建物解体工事業者が、第一種特定製品の設置の有無について確認をした上で、当該解体工事の発注 者に対して、確認結果を説明する義務を課すことが必要である。
期待される効果	建物解体工事の元請業者が、その建物内に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により 工事発注者に説明することを義務化することにより、建物解体工事の発注者は、フロン回収破壊法に課されている自らの義務を確実に認識することとなり、その結果、フロン類 の適正な回収及び破壊が促進される。
想定される負担	建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明する義務が生ずる。また、工事発注者には、その確認作業に協力する義務が生ずる。ただし、現行法においても、「フロン類のみだり放出禁止」の規定(第38条)は、すべての者に対してかかっており、これを遵守するためには、解体工事を行う者は、工事の対象となる建物中の第一種特定製品の設置状況を確認せざるを得ないので、実質的には負担増にはならない。
	代替手段として、現行制度を維持することが考えられる。しかし、建物解体に伴って空調機器等を廃棄する場合の廃棄者(即ち、建物解体工事の発注者)は、通常、建物解体に関する手続に不慣れな上に、建築物の構造等への知見が乏いいため、フロン類回収の発注を怠るおそれが高く、その場合、フロン類が大気中に放出されることとなる。このような状況を改善するためには、本規制を導入する必要がある。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「廃棄者が確実に責任を果たすことができるよう、解体工事を請け負う者が、解体対象建 築物に残存している機器に関する情報を施主に対して提供する仕組みを設けることが必要である。」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。